参考様式第５－１号

農　振　第　63　号
令 和 6 年 8 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

富山市長

市町村名 （市町村コード）	富山市 （162019）
地域名 （地域内農業集落名）	神保・富川地区 富崎、河原町、上吉川、下吉川、富川、千里西部、千里東部、千里北部、千里南部、小倉、熊野道、島田、上井沢、高日附、西余川
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月9日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

地域における担い手の確保状況は、認定農業者16経営体、その他地域の中心経営体が2経営体となっているが、十分ではない。その他の農業者については、当面は現状のまま営農を継続するが、高齢化が進行しており、農集落営農組織や新規就農者等による後継者が確保されない場合、農家数の減少が見込まれ、不作付地の拡大が懸念される。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・担い手農家への農地の集積・集約化を進めるとともに、新規参入を促進する。
・土地利用型農業については、認定農業者が水稲（加工用米や備蓄米含む）を中心とした作付けを行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消することで、20～30ha程度の経営規模を目指す。また規模拡大により生産性を向上させるとともに、トラクターとコンバインを更新し、生産費のコストダウンを図る。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		440 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	440 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

市街化区域を除く農用地、農業振興地域の農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、当地区全ての農地を担い手に集約する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
富山県や富山市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入、就農を支援し、確保・育成を図る。また、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等については、事業者への委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。
③農作業の省力化を図るため、スマート農業を推進していく。
⑦農業農村が有する多面的機能の発揮を図るため、多面的機能支払交付金等の事業を活用し、土地改良施設等の保全管理を推進する。